◇**揮発油税法施行令の一部を改正する政令**（政令第一四〇号）（財務省）

1　特例輸入者が帳簿に記載すべき事項のうち、その全部又は一部が輸入の許可書等に記載されている場合であって、これらの書類を整理して保存するときは、当該全部又は一部の事項の帳簿への記載を省略することができることとされている当該書類について、当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むこととした。（第一七条関係）

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇**石油ガス税法施行令の一部を改正する政令**（政令第一四一号）（財務省）

1　課税石油ガスを保税地域から引き取ろうとする者（その引取りに係る課税石油ガスにつき関税法第七条の二第二項に規定する特例申告を行う者に限る。）が帳簿に記載すべき事項のうち、その全部又は一部が輸入の許可書等に記載されている場合であって、これらの書類を整理して保存するときは、当該全部又は一部の事項の帳簿への記載を省略することができることとされている当該書類について、当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むこととした。（第二一条関係）

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇**石油石炭税法施行令の一部を改正する政令**（政令第一四二号）（財務省）

1　引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例の適用を受けるための承認を受けようとする者が提出する申請書に記載すべき事項のうち、輸入の許可を受けたものであることを証する書類等に基づき記載することとされている事項に係る当該書類等について、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むこととした。（第一六条関係）

2　特例輸入者が帳簿に記載すべき事項のうち、その全部又は一部が輸入の許可書等に記載されている場合であって、これらの書類を整理して保存するときは、当該全部又は一部の事項の帳簿への記載を省略することができることとされている当該書類について、当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むこととした。（第二〇条関係）

3　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇**国税通則法施行令の一部を改正する政令**（政令第一四三号）（財務省）

1　電子情報処理組織を使用する方法による納付の手続に係る法定納期限の特例が適用される納付の期日を定めることとした。（第六条の三関係）

2　納税の猶予の申請に係る事項に関する調査において提出された物件の留置きに係る手続を定めることとした。（第一五条の二関係）

3　納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実がある場合における加算後累積納付税額から控除するその事実に基づく税額の計算方法を定めることとした。（第二七条関係）

4　この政令は、一部の規定を除き、令和六年一月一日から施行することとした。

◇**国税徴収法施行令の一部を改正する政令**（政令第一四四号）（財務省）

1　滞納処分に関する調査において提出された物件の留置きに係る手続を定めることとした。（第五一条の二関係）

2　この政令は、令和六年一月一日から施行することとした。

◇**租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令**（政令第一四五号）（財務省）

一　租税特別措置法施行令の一部改正関係

1　個人所得課税

㈠　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用対象となる開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡について、当該開発許可に係る開発行為が行われる都市計画区域の範囲を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二〇条の二関係）

㈡　空き家に係る居住用財産の譲渡所得の三、〇〇〇万円特別控除の特例について、相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人の数が三人以上である場合において、当該相続人がその年に居住用財産につき居住用財産の譲渡所得の三、〇〇〇万円特別控除の適用を受けるときにおける特別控除額の計算方法等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二三条関係）

㈢　低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の一〇〇万円特別控除について、適用対象となる低未利用土地等の譲渡の対価の額の要件が八〇〇万円以下となるものの所在する都市計画区域の範囲を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二三条の三関係）

㈣　既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例について、買換資産である中高層の耐火建築物の建築に係る事業の範囲から地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をする一定の事業を除外することとした。（租税特別措置法施行令第二五条の四関係）

㈤　特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等について、特例の適用を受けた特例控除対象特定株式に係る同一銘柄株式の取得価額の計算方法等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一二関係）

㈥　特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等について、控除対象設立特定株式の取得に要した金額の合計額の控除の方法、特例の適用を受けた金額が二〇億円を超える場合における控除対象設立特定株式に係る同一銘柄株式の取得価額の計算方法等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一二の二関係）

㈦　非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一三、第二五条の一三の二、第二五条の一三の六及び附則第六条関係）

(1)　特定非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等から除外されるものの範囲、特定累積投資勘定に係る基準経過日における住所等の確認の方法及び当該確認をしなかった場合の取扱い、特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額の計算方法の細目等を定める。

(2)　居住者等が令和五年一二月三一日に金融商品取引業者等の営業所に開設している非課税口座に令和五年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定を設定している場合において、令和六年一月一日に当該金融商品取引業者等と特定非課税累積投資契約を締結したものとみなされる措置について、その対象から除外される居住者等の範囲の細目を定める。

㈧　未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長は、非課税管理勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過する日の翌日において当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、当該継続管理勘定に移管しないことを依頼する旨の書類に記載された未成年者口座内上場株式等を除き、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該継続管理勘定に移管することとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一三の八関係）

㈨　特定の基準所得金額の課税の特例について、基準所得金額の計算の基礎となる長期譲渡所得の金額又は短期譲渡所得の金額から控除することとされる特別控除に関する規定の細目等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二六条の三の二関係）

2　法人課税

㈠　試験研究を行った場合の特別税額控除制度について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第五条の三及び第二七条の四関係）

(1)　対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究の範囲に、対価を得て提供する新たな役務の開発を目的として収集又は取得をした情報以外の情報を用いて行う一定の試験研究を加える。